

鳥取県知事 平井 伸治 様

届出者 住所 鳥取県東伯郡北栄町土下112番地

氏名 鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 広田 一恭
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）	鳥取県東伯郡北栄町土下112番地			
氏名（名称及び代表者の氏名）	鳥取中部ふるさと広域連合 広域連合長 広田 一恭			
主たる業種	98 地方公務			
該当する事業者要件	☒ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 ☐ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 ☐ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 ☐ 特定事業者以外の事業者			
計画期間	令和7年4月 ～ 令和10年3月			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (6) 年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (9) 年度 (二酸化炭素換算)	増減率
	排出量 (1)	2,891.6 t	2,804.9 t	△ 3.0 %
	目標設定の考え方	燃料等の使用量を毎年1%削減し、温室効果ガス排出量の削減をする。		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）
	市町村機関	二酸化炭素換算 床面積 [㎡]	0.0430	0.0417
	火葬場	二酸化炭素換算 火葬件数 [件]	0.1930	0.1872
	し尿処理	二酸化炭素換算 し尿処理量 [ℓ]	0.0222	0.0216
	ごみ処分場	二酸化炭素換算 ごみ処理量 [t]	0.0781	0.0757
	原単位の目標設定の考え方	燃料等の使用量を毎年1%削減させることで、原単位当たりの温室効果ガス排出量を毎年1%削減する。		
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画） 実績値	二酸化炭素換算の削減量	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	(売電量) kWh	t	
		(熱供給量) GJ	t	
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)	t	
	森林保全による二酸化炭素の吸収量を表すものの購入		t	
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)	t	
	削減量等合計 (2)		0.0 t	
差し引排出量 (1) - (2)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	2,891.6 t	2,804.9 t	△ 3.0 %	
推進体制	「温暖化対策・省エネ推進体制」を整備（意思決定機関としてエネルギー管理統括者、事務局・消防局の局長、各部署の責任者（課長・専任）を委員とする「全県推進会議」、実施機関として各部署の担当者による「実施担当者会」を設置）し、PDCAサイクル（計画、実行、点検、見直し）の手法を取り入れた進捗管理を行うものである。			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容	
	令和7～9	事務局、消防局、各施設	空調機器等の適正利用、WEB会議の活用による車両等の使用削減、施設照明のLED化、CO2排出係数の低い電力への切替	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動				
特記事項				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

注2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と関係の方法により算定した量をいいます。

注3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。

注4 主たる業種には、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。

注5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。



7/31 (35)